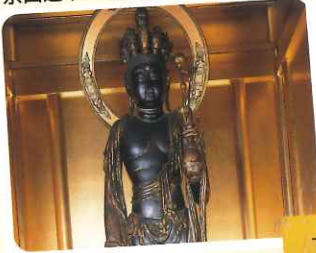


いいところ  再発見へ

秋の大住隼人の里を歩こう!



京田辺唯一の国宝天平仏を見学!



# 京田辺 まるごと 体験ツアー

申込み  
受付中



採れたて枝豆をおつまみに!



京田辺産食材たっぷり『京た鍋』!



京田辺の歴史を知って! 農業を体験して! 食材を味わって!  
子供も大人も楽しめる秋のバスツアーに出掛けませんか?

スケジュール

8:30 ブランチ松井山手に集合

9:00 さあ、出発!



9:20 大住車塚古墳と岡村地区の散策

9:40 重要文化財 澤井家住宅 見学



10:30 岡村アグリクラブで枝豆 収穫体験



12:00 さんさん山城で昼食『京た鍋』

12:45 抹茶と玉露 淹れ方教室

京田辺産抹茶の濃茶大福付



14:15 大御堂観音寺 十一面観音立像を拝観



14:35 普賢寺ふれあいの駅で旬の野菜を  
お買い物しよう



15:30頃 ブランチ松井山手に到着・解散

楽しい秋の  
1日が始まるよ



270年前に  
タイムスリップ



京田辺特産の  
玉露を味わおう



京田辺の  
特産品が勢ぞろい



出発日

※添乗員は同行致しません、  
係員が同行致します。

日帰り

令和 2年 **10月17日(土)** (雨天決行)

旅行代金

※おとな・子ども同一料金・未就学児は無料です。  
※詳細は裏面でご確認下さい。

おひとり  
さま **4,900円** → お支払い  
実額 **3,200円** 税込

申込締切

令和2年9月30日

募集人員

20名

集合・解散場所

BRANCH 松井山手

JR 松井山手駅  
下車すぐ

集合・出発時間

集合 8:30 / 出発 9:00

持ち物

軍手・帽子

服装

汚れてもよい服装

お申込み/お問い合わせ

HPまたは  
QRコードより  
お申し込みください。

**お茶の京都 DMO**

(一般社団法人京都山城地域振興社)

【HP アドレス】

<https://ochanokyoto.jp/>

到着後はゆっくり  
休憩してね

※写真はすべてイメージです。

※荒天などにより中止の場合は前日にご連絡致します。

※集合時の検温・マスク着用・手指消毒にご協力お願い致します。

※雨天で枝豆収穫が困難な場合、澤井家住宅でのクラフト体験になります。

# 京田辺まるごと体験ツアー

## □ ツアー注意事項

- ▶ ツアーでは、マスク着用や除菌など感染対策を万全に行い、行程では密にならないように配慮致します。集合時の検温・マスク着用・手指消毒にご協力をお願い致します。
- ▶ 旅行代金は10月16日までにお支払い下さい。
- ▶ 参加証は発行せず、お名前でご確認致します。集合場所に直接お越し下さい。
- ▶ 行程中の貸切バス・入場料金・体験料金・昼食(1回)・ガイド料金は旅行代金に含まれます。また、現地ガイド料金は旅行代金に含まれます。(バスガイドは同行致しません。)
- ▶ 貸切バス使用予定社は、東豊観光(株)・京都京阪バス(株)です。
- ▶ 個人情報には本件の目的以外には使用しません。

## □ Go to トラベル事業支援対象について

- この旅行はGo To トラベル事業の支援対象です。
- 旅行代金からGo To トラベル事業による給付金を引いた金額がお客様のお支払い実額となります。また、9月1日以降の当社が定める日以降にご出発の旅行に関しては、別途、旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。

旅行代金	お支払い実額	給付額	地域共通クーポン
4900円	3200円	1700円	1000円

- 給付金の受領について  
国からの給付金はお客様に対して支給されますが、当社およびGoToトラベル事務局は、給付金をお客様に代わって受領(代理受領)致しますので、お客様は、旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくこととなります。なお、お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けいたします。お客様は、当社およびGoToトラベル事務局による代理受領についてご了承のうえお申込みください。

## □ 旅行条件について (抜粋) 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。

- 募集型企画旅行契約**  
この旅行は(一社)京都山城地域振興社(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
  - 旅行の申し込みと旅行契約の成立**  
1. 当社は当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただけます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前にお客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。  
2. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。  
3. 通信契約による旅行契約の成立は、お申し込みを承諾する通知を発送した時に成立します。ただし、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。
  - 旅行代金に含まれるもの**  
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金はコースにより等級が異なります。別途明示する場合は除き普通席となります。宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等、添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
  - 旅行代金に含まれないもの**  
第8項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を例示します。  
1. 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)  
2. クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料  
3. 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費  
4.1 入部屋を使用される場合の追加料金  
5. 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金  
6. お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)  
7. ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
  - 取消料**  
旅行契約成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合は旅行代金に対してお一人様につき次の取消料をお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって
- | 日帰り | 取消日 | 11日前 | 10日前~8日前 | 7日前~2日前 | 前日  | 当日(旅行開始前) | 旅行開始後及び無連絡不参加 |
|-----|-----|------|----------|---------|-----|-----------|---------------|
|     |     | 無料   | 20%      | 30%     | 40% | 50%       | 100%          |
- 最少催行人員**  
お客様の数が明記の最少催行人員に達しないときは旅行の催行を中止することがあります。この場合には旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
  - 旅行代金の額の変更**  
当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更致します。  
1. 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。  
2. 当社は本項1の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項1の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。  
3. 第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払なければならない費用はお客様の負担とします。  
4. 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。
  - 特別補償**  
当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
  - 旅程保証**  
当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合は旅行代金に一定の率を乗じた変更補償金を支払います。
  - 基準期日**  
この旅行条件は2020年7月1日現在を基準としております。

## お申し込み/お問い合わせ先《旅行企画・実施》

(一社)全国旅行業協会正会員 京都府知事登録旅行業 第2-694号

# お茶の京都 DMO (一般社団法人京都山城地域振興社)

京都府宇治市乙方7-8 京阪宇治ビル2F

TEL 0774-25-3239 FAX 0774-25-3238

営業時間 9:00~17:00 ※土・日・祝日除く

総合旅行業務取扱管理者 堀尾 幸平



詳しくは  
ホームページで  
ご確認ください!

お茶の京都 DMO

検索

<https://ochanokyoto.jp/>

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、旅行業務取扱管理者にご質問ください。

